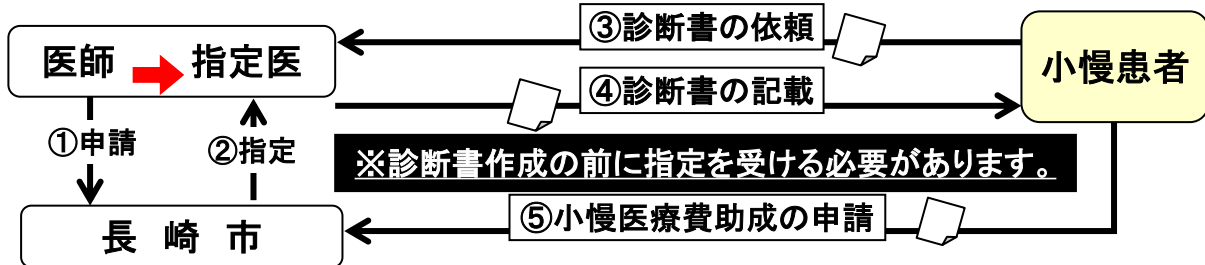


小児慢性特定疾病指定医について

- 平成27年1月1日から、小児慢性特定疾病医療費の給付を受ける場合、申請に必要な診断書（医療意見書）は都道府県知事（指定都市、中核市の場合は各市長）の指定を受けた医師が作成することになりました。指定医以外の診断書では申請できません。
- 指定医の指定を受けるためには、治療を行う医療機関が所在する都道府県（指定都市、中核市

指定医の申請と小慢特定疾病医療費の支給申請の流れ



【要件】 指定医となるためには、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 疾病の診断又は治療に5年以上（注1）従事した経験があり、関係学会の専門医（注2）の認定を受けていること
- ② 疾病の診断又は治療に5年以上（注1）従事した経験があり、都道府県等が実施する研修（注3）を修了していること

- （注1） 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含みます。
 （注2） 関係学会の専門医リストはこちらです。
 （注3） 研修は内容が決まり次第お知らせしますが、平成27年度に開催予定です。

【経過措置】

専門医資格を持たない医師については、診断又は治療に5年以上従事した経験を有する場合には、都道府県知事等は指定医として指定することができる経過措置を設けることとしています。ただし、当該医師は、平成29年3月31日までに実施主体が行う指定医研修を受講しなければその指定の効力を失うことになります。

【職務】

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。

【有効期間】 指定を受けた日から5年間です。

【申請手続き】

- 申請書に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付して長崎市（勤務先の自治体）に郵送または持参してください。
 指定後、長崎市から申請者に指定通知を送付します。
 - ①小児慢性特定疾病指定医指定申請書（様式あり）
 - ②経歴書
 - ③医師免許の写し（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと）
 - ④専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は指定医の研修修了を証明する書類の写し（ただし、専門資格による申請の方のみ。）
- 指定を行った勤務先医療機関及び医師名等を長崎市がホームページ等で公表します。
- 指定の更新、指定内容の変更、指定辞退などの事由が発生したときなどは指定を受けた自治体に届け出てください。